

秀慈会訪問リハビリテーション運営規程

(指定訪問リハビリテーション)

医療法人社団 秀慈会

令和7年9月1日

(事業の目的)

第1条 医療法人社団秀慈会 秀慈会訪問リハビリテーションが行う指定訪問リハビリテーションの事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、理学療法、作業療法、言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 1 指定訪問リハビリテーションは、利用者の要介護の軽減もしくは悪化の防止をするよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 2 自らその提供をする指定訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 3 指定訪問リハビリテーションの提供にあたり、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。
- 4 指定訪問リハビリテーションの提供にあたっては、懇切丁寧に行うことと旨とし、利用者またはその家族に対し、療養上必要とされる事項等について理解しやすいよう説明を行う。
- 5 常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 秀慈会訪問リハビリテーション
- (2) 所在地 静岡市駿河区西大谷16番地の1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名（常勤）
管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、当該事業所の従業者に法令及びこの規程を遵守させるため必要な命令を行う。
- (2) 医師 1名以上(病院兼務)
リハビリテーションの提供にあたり、利用者の診察を行い、必要な指示、助言を行う。
- (3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1名以上
理学療法士又は作業療法士、言語聴覚士は、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の回復を図るために必要なリハビリテーション、指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし12月30日から1月3日を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 電話等により、営業時間内は連絡が可能な体制とする。

(訪問リハビリテーションの内容)

第6条 指定訪問リハビリテーションの内容は次の通りにする。

計画的な医学管理を行っている医師の指示に基づき行う理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問リハビリテーション。

(利用料その他の費用の額)

第7条 利用料その他は、次のとおりとする。

- 1 指定訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスである時は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
- 2 交通費については徴収しない。
- 3 利用者や家族に対してサービスの内容及び費用について事前に説明し、同意を得る。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、静岡市（西又、小布杉、三ツ野、小島地区、両河内地区及び旧安部6ヶ村地区、旧蒲原町、旧由比町を除く）とする。

(事故発生時の対応)

第9条 事故発生時の対応は次のとおりとする。

- 1 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに静岡市、利用者家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
- 2 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

(虐待の防止)

第10条 事業所は虐待の発生又は再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- ・事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことも可能とする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ・事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- ・事業所において、従業者に対し虐待防止のための研修を定期的に実施する。
- ・前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- ・事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

第11条 指定訪問リハビリテーションの提供に当たって、当該利用者又は他の利用者等の生命又

は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。やむを得ず、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況等を記録しなければならない。

(その他運営についての重要事項)

第12条

- 1 事業所は、従業者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - (2) 繼続研修 隨時
- 2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であったものが、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とするものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人社団秀慈会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- ・この規程は、平成23年6月1日から施行する。
- ・平成25年11月11日に職員の職種、員数及び職務内容の変更をし、同日より施行する。
- ・平成27年8月1日に利用料その他の費用の額の変更をし、同日より施行する。
- ・平成28年1月4日に職員の職種、員数及び職務内容の変更をし、同日施行する。
- ・平成31年1月4日に職員の職種、員数及び職務内容の変更をし、同日施行する。
- ・令和3年1月4日に営業日の変更をし、同日施行する。
- ・令和5年2月13日に職員数の変更をし、同日施行する。
- ・令和6年3月1日に虐待防止について記載し、同日施行する。
- ・令和7年9月1日に職員数及び職務内容の変更、身体拘束について記載し、同日施行する。